

監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

令 和 3 年 度 前 期

(令和3年4月～令和3年7月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員

佐市監査第275号
令和3年9月28日

佐賀市議会議長 川原田 裕 明 様
佐賀市長 秀島 敏 行 様
佐賀市選挙管理委員会委員長 前田 和 馬 様
佐賀市農業委員会会長 大園 敏 明 様

佐賀市監査委員 力 久 剛
佐賀市監査委員 福 井 章 司

定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和3年4月から令和3年7月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（財政援助団体等に対する監査を除く。）。

(2) 監査の対象等（監査実施対象：13部署1団体）

令和3年度から、定期監査の回数を年間4回から3回に見直したことにより、昨年度と比較し前期の監査実施対象部署数が少なくなっている。

（参考）令和2年度前期：26部署3団体

< 定期監査 > (財務及び経営管理監査)

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ		
農林水産部	農業振興課	令和 2年 4月 1日 令和 3年 3月 31日	令和 3年 4月 5日 令和 3年 7月 26日	4		
	農村環境課			4		
建設部	都市政策課			4		
	建築指導課			4		
	建築住宅課			5		
	北部建設事務所			5		
環境部	環境政策課			4		
	衛生センター			4		
諸富支所						4
川副支所						4
選挙管理委員会事務局						4
農業委員会事務局	諸富分室			4		
	川副分室			4		

< 財政援助団体等監査 >

監 査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
株式会社そよかぜ館 《所管：農林水産部 農業振興課、大和支所》	令和 2年 4月 1日 令和 3年 3月 31日	令和 3年 4月 5日 令和 3年 7月 26日	6

(3) 定期監査（前期）における監査重点項目設定数

区分	設定数	
	R3 13部署	R2 25部署
1 服務関係	5	4
2 文書	0	1
3 収入	3	5
4 支出	0	1
5 契約	11	21
6 工事等の執行	2	5
7 補助金等	3	9
8 財産管理	5	8
9 現金の取扱い	6	6
10 その他	0	0
計	35	60

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した部署の数

※ 公営企業及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

(4) 定期監査（前期）における指摘事項等の件数

区分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		計	
	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3 13部署	R2 26部署
1 服務関係	0	0	0	0	0	1	0	1
2 文書	0	0	0	0	0	2	0	2
3 収入	0	0	0	2	0	0	0	2
4 支出	0	0	0	0	2	0	2	0
5 契約	0	0	0	0	0	1	0	1
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	0	3	0	3
9 現金の取扱い	1	0	0	0	0	1	1	1
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	2	2	8	3	10

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※ 財政援助団体等を除く。

(5) 指摘事項等の改善

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

2 監査の結果

(1) 定期監査

<財務及び経営管理監査>

監査の対象	農林水産部 農村環境課 (監査重点項目：サービス関係、契約、財産管理) 建設部 都市政策課 (監査重点項目：収入、契約、補助金等) 建設部 建築指導課 (監査重点項目：サービス関係、契約、補助金等) 環境部 環境政策課 (監査重点項目：契約、財産管理、現金の取扱い) 環境部 衛生センター (監査重点項目：収入、契約、財産管理) 諸富支所 (監査重点項目：契約、財産管理、現金の取扱い) 川副支所 (監査重点項目：サービス関係、契約、現金の取扱い) 選挙管理委員会事務局 (監査重点項目：サービス関係、契約、財産管理) 農業委員会事務局 諸富分室 (監査重点項目：現金の取扱い) 農業委員会事務局 川副分室 (監査重点項目：現金の取扱い)
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監査の対象	農林水産部 農業振興課
監査重点項目	サービス関係、契約、補助金等
監査の結果	○注意を求める事項 補助金の支出負担行為について 佐賀市それぞれの中山間チャレンジ事業費補助金(2,919,000円)において、交付決定のときに整理すべき支出負担行為が7か月以上遅延していた。 佐賀市財務規則第43条、第44条及び別表第1の規定に基づき、適正に処理されたい。

監査の対象	建設部 建築住宅課
監査重点項目	収入、契約、工事等の執行
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>賃貸借契約について</p> <p>市営古湯本村団地敷地（賃借料：129,290円）及び小副川永湊団地敷地（賃借料：186,063円）について、それぞれ令和2年4月1日に賃貸借契約を行っているが、令和3年3月8日に不足額計4,353円を流用し、3月23日に前金払いで支出していた。</p> <p>地方自治法第232条の3に基づき、支出の原因となるべき契約は予算の範囲内で行わなければならない、予算が不足する場合は契約締結前に流用するなどの対応を行うべきであった。</p> <p>適正に処理されたい。</p>

監査の対象	建設部 北部建設事務所
監査重点項目	契約、工事等の執行、現金の取扱い
監査の結果	<p>○指摘事項</p> <p>現金管理について</p> <p>大和中央公園花しょうぶ園の現金管理について実査したところ、入園料と釣銭準備金の合計より920円多く現金が保管されていた。</p> <p>当該収納事務は業者に委託しており、釣銭準備金は受託者が準備することになっているが、実査当日、受託者は開園前に釣銭準備金の額を確認していなかった。</p> <p>このような現金の取扱いは、不正な取扱いにつながりかねない。</p> <p>再発防止に向け、現金管理について、仕様書等に釣銭準備金の金額や開園前に確認することなど必要な事項を規定するとともに、受託者への指導を徹底されたい。</p>

(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体名	株式会社そよかぜ館
所在地	佐賀市大和町大字梅野805番地
所管課	農林水産部 農業振興課、大和支所
財政援助等の内容	公の施設の管理（指定管理者）
管理する施設名	佐賀市大和町松梅地区活性化施設
指定管理料	7,702,000円（令和2年度）
協定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
監査の結果	<p>○指摘事項</p> <p>オートキャンプ場利用料金の収入について</p> <p>オートキャンプ場の利用者から徴収した利用料金について、5月分の保管現金と関係帳簿を突合したところ、現金が23円不足しており、釣銭の準備もされていなかった。また、オートキャンプ場使用料領収書の控えについては、宛先や明細内訳の記載がないものが見られた。さらに、上記の利用料金については、一月分を手提げ金庫に入れ、本館フロアのキャビネットに保管しているが、手提げ金庫及びキャビネットはどちらも施錠されていなかった。</p> <p>このような現金の取扱いは不適切であり、現金管理に関する認識が不足していると言わざるを得ない。適正な現金の取扱いと保管について、指定管理者への指導を徹底されたい。</p> <p>○注意を求める事項</p> <p>年次有給休暇について</p> <p>パート職員の年次有給休暇取得について、休暇願が出されていないものや、承認されていたが取得しなかった休暇の取消が行われていないものがあった。</p> <p>誤った事務手続きは、賃金支払いや年休付与日数の誤りに繋がりがねないため、パートタイム労働者就業規則に基づき、適正に処理するよう指導されたい。</p>

